平成28年 第2回

仙北市農業委員会総会議事録

平成28年2月5日(金)開催

仙北市農業委員会

平成28年 第2回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年2月5日(金)午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (26人)

1番 高 橋 政 敏 2番 藤 村 隆 清

3番野中秀人 4番佐藤孝典

6番 佐藤 和 7番 千葉 惣 永

8番青柳良信 10番佐藤二郎

11番 沢 山 純 一 12番 門 脇 博 美

13番藤村紀章 14番 辻 均

15番 倉 橋 重 基 15番 倉 橋 重 基

17番 佐 藤 善 栄 18番 草 彅 隆

19番山本 實 20番山手善美

21番田村博美 22番真崎純孝

2 3 番 大 石 知 2 4 番 糸 井 淳

26番 鈴 木 八寿男 27番 羽 川 正 幸

4. 欠席委員 (3人)

5番平岡裕子 9番齋藤瑠璃子

2 5 番 大 石 温 基

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第 4 会務諸報告

第 5

- 1. 報 告
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2)農地の転用事実に関する回答書について
- 2. 議 事
 - (1) 議案第5号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第6号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(3)議案第7号

現況非農地証明願いに対する可否決定について

(4) 議案第8号

仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について

(3) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 伊 藤 一 彦 参 事 門 脇 益 美

係 長 樫 尾 健 主 事 髙 橋 直 人

7. 書記

参 事 門 脇 益 美

8. 議事録署名員

5番 平 岡 裕 子 6番 佐 藤 和

9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成27年第2回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 今日は農林の方からの説明等もありますので議事の方に入ります。。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は24名。欠席委員は3名。よって、 本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいで しょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に10番佐藤委員、12番門脇委員両名を指名します。会議書記には門脇参事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従 い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長 《会務諸報告、報告1の朗読及び説明》(9時3分)

議 長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受け したいと思っております。それでは日程 5 、報告に入りたいと思います。 事務局よりお願いします。

伊藤局長 報告1、農地法第3条の3第1項の規定(相続等)による届出についてです。届出が3件あり、受理した旨をご報告します。詳細については資料に記載のとおりでございます。以上です。

樫尾係長 報告 2 、農地の転用事実に関する回答書についてです。申請人は田沢湖神 代地区の○○さんで申請所在地が田沢湖神代地区の○○筆。地目が畑、 地積が○○㎡。変更後の地目が宅地です。こちらは平成○○年月日不詳 から宅地化されております。以上 1 件が法務局から照会があり回答した 旨を報告します。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第5号、農地法第 3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

門脇参事 議案第5号。農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定にり、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成28年2月5日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

門脇参事 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が角館町川原地区の 田が〇〇筆、畑が〇〇筆の計〇〇筆。面積が〇〇㎡。3条無償移転の案 件でございます。譲渡人は角館町川原地区の○○さん。譲受人は同じく 角館町川原地区の〇〇さん。申請事由は、譲渡人は後継者へ生前一括贈 与によるもので譲受人は受贈です。受入世帯の稼働人員は6人中3人が 農作業従事となっております。整理番号2番。農地の所在が田沢湖神代 地区の計○○筆。登記簿現況共に田。面積が○○㎡。3条無償移転の案 件でございます。譲渡人は田沢湖神代地区の○○さん。譲受人は同じく 田沢湖神代地区の〇〇さん。申請事由は、譲渡人は耕作の不便によるも ので譲受人は規模拡大及び受贈です。受入世帯の稼働人員は5人中1人 が農作業従事となっております。整理番号3番、農地の所在が田沢湖梅 沢地区の計○○筆。登記簿現況共に田。面積が○○㎡。3条有償移転の 案件でございます。譲渡人は田沢湖小松地区の○○さん。譲受人は田沢 湖梅沢地区の〇〇さん。申請事由は、譲渡人は耕作不便で譲受人は経営 規模の拡大です。備考といたしまして、売買価格は10a当たり〇〇円 の総額〇〇円となっております。続いて整理番号4番、農地の所在が田

沢湖田沢地区の計〇〇筆。登記簿現況共に田。面積が〇〇㎡。3条有償 移転の案件でございます。譲渡人は田沢湖田沢地区の〇〇さん。譲受人 は同じく田沢湖田沢地区の〇〇さん。申請事由は、譲渡人は高齢化によ る経営縮小で譲受人は規模拡大です。備考といたしまして、売買価格は 10a当たり○○円の総額○○円となっております。続いて整理番号5 番、農地の所在が田沢湖神代地区の計〇〇筆。登記簿現況共に田。面積 が○○㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人は田沢湖神代地区 の○○さん。譲受人は同じく田沢湖神代地区の○○さん。申請事由は、 譲渡人は耕作不便によるもので譲受人は規模拡大です。備考といたしま して、売買価格は10a当たり〇〇円の総額〇〇円となっております。 続いて整理番号6番、農地の所在が田沢湖牛保内地区の計〇〇筆。登記 簿現況共に田。面積が○○㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡 人は公益社団法人秋田県農業公社。譲受人は田沢湖生保内地区の〇〇さ ん。申請事由は、公社10年分割型で10年間の支払が全て終わったた めの所有権移転です。備考といたしまして、売買価格は10a当たり○ ○円の総額○○円となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については24番鈴木委員お願いします。

24番糸井 《整理番号1番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》 議 長 次に、整理番号2、3番については1番髙橋委員よりお願いします。 1番髙橋 《整理番号2、3番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》 議 長 次に、整理番号4番については私が報告します。

養長 《整理番号4番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》養長 次に、整理番号5番については6番委員よりお願いします。

6番佐藤 《整理番号5番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長次に、整理番号6番については15番倉橋委員よりお願いします。

15番倉橋 《整理番号6番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第5号につきましては許可することにご異議ご ざいませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定します。(9時18分)

議 長 次に、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上 程します。説明をお願いします。

高橋主事 議案第6号。農業経営基盤強化促進法に基づく農業地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成28年2月5日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

高橋主事 内容について説明します。整理番号1号、農地の所在が田沢湖生保内地区の○○筆。地目が登記簿現況共に田で面積が○○㎡。所有権を移転する方が田沢湖生保内地区の○○さん。移転を受けるのは公益社団法人秋田県農業公社です。利用目的は田で1反歩あたり○○万円で総額○○万円でございます。資金は自己資金です。公社の分割型(10年間)を利用し、10年後に買受予定者の○○さんへ所有権移転されるということになります。続いて整理番号2番、農地の所在が田沢湖神代地区の1筆

で地目が登記簿現況共に田で面積が〇〇㎡。所有権移転をする方が田沢 湖角館東前郷地区の〇〇さん。移転を受ける方が同じく田沢湖角館東前 郷地区の○○さんです。利用目的は田。1反歩あたり○○万円で総額○ ○円です。資金は自己資金です。続きまして整理番号3番、農地の所在 が西木町小山田地区の1筆で地目が登記簿現況共に田で面積が〇〇㎡。 所有権移転をする方が角館町山谷川崎地区の〇〇さん。移転を受ける方 が同じく角館山谷川崎地区の○○さんです。利用目的は田。1反歩あた り○○万円で総額○○円です。資金は自己資金です。整理番号5番、農 地の所在が西木町小渕野地区の〇〇筆。登記簿現況共に田。面積が〇〇 ㎡。所有権移転の案件でございます。所有者は西木町小渕野地区の○○ さん。移転を受ける方は同じく西木町小渕野地区の〇〇さん。利用目的 は水田として。売買価格が10a当たり○○円の総額○○円。資金は自 己資金での対応となっております。次に利用権設定の案件についてです。 整理番号4番、農地の所在が角館町雲然地区の〇〇筆。地目が登記簿現 況共に田。面積が計○○㎡。利用権を設定するのは角館町小館地区の○ ○さん。受けるのは角館町雲然地区の○○さん。利用目的は水田として。 期間が〇〇年間。続いて整理番号5番、農地の所在が角館町雲然地区の ○○筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計○○㎡。利用権を設定する のは角館町小館地区の○○さん。受けるのは角館町雲然地区の○○さん。 利用目的は水田として。期間が5年間。続いて整理番号5番、農地の所 在が角館町雲然地区の〇〇筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計〇〇 ㎡。利用権を設定するのは角館町小館地区の○○さん。受けるのは角館 町雲然地区の○○さん。利用目的は水田として。期間が○○年間。続い て整理番号5番、農地の所在が角館町雲然地区の〇〇筆。地目が登記簿

現況共に田。面積が計〇〇㎡。利用権を設定するのは角館町小館地区の ○○さん。受けるのは角館町雲然地区の○○さん。利用目的は水田とし て。期間が〇〇年間。続いて整理番号5番、農地の所在が角館町雲然地 区の〇〇筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計〇〇㎡。利用権を設定 するのは角館町小館地区の○○さん。受けるのは角館町雲然地区の○○ さん。利用目的は水田として。期間が○○年間。続いて整理番号5番、 農地の所在が角館町雲然地区の〇〇筆。地目が登記簿現況共に田。面積 が計○○㎡。利用権を設定するのは角館町小館地区の○○さん。受ける のは角館町雲然地区の○○さん。利用目的は水田として。期間が○○年 間。続いて整理番号5番、農地の所在が角館町雲然地区の〇〇筆。地目 が登記簿現況共に田。面積が計〇〇㎡。利用権を設定するのは角館町小 館地区の○○さん。受けるのは角館町雲然地区の○○さん。利用目的は 水田として。期間が○○年間。続いて整理番号5番、農地の所在が角館 町雲然地区の〇〇筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計〇〇㎡。利用 権を設定するのは角館町小館地区の〇〇さん。受けるのは角館町雲然地 区の○○さん。利用目的は水田として。期間が○○年間。続いて整理番 号5番、農地の所在が角館町雲然地区の○○筆。地目が登記簿現況共に 田。面積が計〇〇㎡。利用権を設定するのは角館町小館地区の〇〇さん。 受けるのは角館町雲然地区の〇〇さん。利用目的は水田として。期間が ○○年間。続きまして整理番号13番から20番までは再設定の案件と なっております。利用調整会議でも問題ないと判断されたものですので 説明は割愛させていただきます。最後に整理番号21番から37番、農 地中間管理事業の案件です。こちらは担当が仙北市地域農業再生協議会 ですが内容について農業委員会事務局より報告させていただきます。農 地中間管理事業へ利用権の設定する方が17名で期間が10年1ヶ月となります。県公告日(3月25日)に農地中間管理事業から利用権を設定受ける方へ転貸することになります。詳細については議案書の記載のとおりでございます。以上です。

議長説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第6号については、このとおり策定することに ご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第6号については適正であると認めることに決定します。 (9時30分)

樫尾係長 議案第7号、現況非農地証明願に対する可否決定について。別紙のとおり、現況非農地証明願の提出があったので、審議のうえ許可の可否を求める。平成28年2月5日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

極尾係長 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が西木町小山田字 外谷地の○○筆。登記簿地目畑。現況山林原野。面積は計○○㎡でござ います。申請人は西木町門屋地区の○○さん。非農地の事由は昭和45 年頃から山林原野化となっております。現況写真で山林原野化している のが確認できます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号1番については24番糸 井委員よりお願いします。

24番糸井 報告します。4月24日に現地の方と事務局と沢山委員とさんと私で現地を確認してきました。写真のとおりで杉の木があり誰が見ても農地ではないということを確認してきました。以上です。

- 議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。
 - 『無し』の声あり
- 議 長 無いようですので、議案第7号については許可することにご異議ござい ませんか。

『異議無し』の声

- 議長 異議無しと認めます。よって、議案第7号、現況非農地証明願に対する 可否決定については許可することに決定します。(10時00分)
- 議 長 次に議案第8号、仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について を上程します。これについては、農山村活性課、齋藤主任より説明をお 願いします。
- 齋藤主任 内容について説明します。農業振興地域から除外する申請が5件、編入が4件です。整理番号1番について、角館町薗田地区で、一般個人住宅として○○㎡の除外の申請です。

続きまして整理番号2番、角館町八割地区でこちらも一般個人住宅として〇〇㎡の除外の申請です。所有者のお孫さんが新居を建設したいとの事で申請となります。

続きまして整理番号3番。角館町雲然地区で資材置場及び堆雪場として 〇〇㎡の除外申請となります。申請地の隣接地に事業主の事業拡大によ り新工場を建設しており、そちらで使用する資材置場及び雪寄場として 活用するとの事です。

続きまして整理番号4番。角館町広久内地区で資材置場として〇〇㎡の 除外申請となります。事業主であります建設工業で使用する電柱等を置 く場所として資材置き場として活用するとの事です。

続きまして整理番号5番。角館町西木町門屋地区でコンビニ建設として

○○㎡の除外申請となります。立地条件等よりこの場所を選定との事ですがこの土地の隣接地はすでに除外されておりまして、面積を合わせますと○○㎡となり、店舗及び大型駐車場、雪寄場として活用するとの事です。

続きまして整理番号 6 番。田沢湖梅沢地区〇〇㎡の編入申請となります。 編入理由は農業振興を図るための申請となります。

続きまして整理番号7番。田沢湖生保内地区〇〇㎡の編入申請となります。編入理由は平成28年度採択予定の県営生保内南地区農地集積加速 化事業として、現在除外されている農地について編入を行うとの事です。

続きまして整理番号8番。田沢湖卒田地区〇〇㎡の編入申請となります。 編入理由はコンビニ建設取りやめにより、元の状態の農用地区域に戻す との事で申請です。

続きまして整理番号 9 番。西木町桧木内地区〇〇㎡の編入申請となります。編入理由はこちらもコンビニ建設取りやめにより、元の状態の農用地区域に戻すとの事での申請です。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第4号につきましては、適正であると認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

- 議長 異議無しと認めます。よって、議案第4号については適正と認めることに決定します。 (10時 5 分)
 - 議 長 予定されていた議案が終了しました。次に、各推薦委員からの報告等ご ざいましたらお願いします。

5番平岡 議会推薦の平岡です。定例議会が2月24日から始まります。今回の議会では平成27年度の予算の認定となっております。農業情勢も大変なことになっておりますので一般質問も農業関係が重点となってくると思います。以上です。

16番大石 土地改良区推薦の大石です。農業情勢が厳しいため滞納も深刻となって おります。5つの改良区が統合しこのような問題に全体で対処していけ れば良いなと思います。

《共済、農協の推薦委員からの報告無し》

議 長 それでは協議に移ります。事務局よりお願いします。

伊藤局長 今回協議事項はありませんが連絡事項がございます。本日通知しました2月17日に農地中間管理事業の勉強会をこちらで開きます。大曲仙北地域担当の川原さんが来られます。また農用地利用状況調査の検討会を開きます。また2月25日に農政・農地専門員会を開催し作業用賃金等に関しても検討していただきます。以上です。

(閉 会)

議長以上をもちまして平成27年第3回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(9時40分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成27年 月 日

議長

署 名 員 5番

署 名 員 6番